

10月20日時点版

# Go To トラベル事業

---



Japan Tourism Agency

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

※本資料の内容は、今後の感染状況や、感染症の専門家のご意見、  
政府の全体方針等を踏まえて変更することがあります。

# Go To トラベル事業の概要

失われた旅行需要の回復や旅行中における地域の観光関連消費の喚起を図るとともに、ウィズコロナの時代における「安全で安心な旅のスタイル」を普及・定着させる。

- 国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の35%を割引（7月22日から開始）
- 加えて、宿泊・日帰り旅行代金の15%相当分の旅行先で使える地域共通クーポンを付与（10月1日から開始）
- 国の支援額（旅行代金割引 + 地域共通クーポン）は、1人1泊あたり2万円が上限（日帰り旅行は、1万円が上限）
- 連泊制限や利用回数の制限なし

- 旅行先の都道府県 + 隣接都道府県の土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関などにおいて、旅行期間中に限って使用可能
- 1枚1,000円単位で発行する紙クーポン（商品券）と電子クーポン

宿泊・日帰り旅行代金(100%)



1人1泊 20,000円の場合



20,000円の  
旅行商品を選ぶ



支払額は13,000円  
(旅行代金割引は7,000円)



地域共通クーポンによる還元  
3,000円 (旅行代金の15%)

# 支援額の例

○具体的な利用イメージ

## ① 1人で1泊2万円の場合

旅行代金/宿泊代金

20,000円

支援額

旅行代金の1/2相当額  
**10,000円**

(支援額上限は1人1泊2万円)

支援額の内訳

地域共通クーポン：**3,000円**  
旅行代金割引：**7,000円**

## ② 1人で1泊5万円の場合

旅行代金/宿泊代金

50,000円

支援額

支援額上限は1人1泊  
**20,000円**

(旅行代金の1/2相当額は2万5千円)

支援額の内訳

地域共通クーポン：**6,000円**  
旅行代金割引：**14,000円**

# 割引対象となる旅行商品

宿泊旅行の場合

…… 割引対象範囲

個人旅行（家族旅行含む）

旅行代理店・  
予約サイト経由で



(中小旅行業者含む)

申し込み

宿泊施設に直接



(直販予約システム等)

※第三者機関が旅行者の  
予約記録等を管理することが必要。



団体旅行

旅行代理店・  
予約サイト経由、  
宿泊施設に直接



申し込み



(中小旅行業者含む) (直販予約システム等)

例①修学旅行



※宿泊施設が、宿泊サービスと交通サービスをセットで商品販売する場合は、原則として旅行業の登録が必要。

例②職場旅行



# 割引対象となる旅行商品

..... 割引対象範囲

## 日帰り旅行の場合

- 往復の乗車券等の移動+**旅行先での消費となる**食事や観光体験等とのセットプランが対象。

### 個人旅行（家族旅行含む）

#### ・団体旅行

#### 例：往復交通+a

往復乗車券 + 日帰り温泉券



+



往復乗船券 + 旅行先でのランチ



+



旅行代理店・  
予約サイト経由で



申し込み

(中小旅行業者含む)

〔 旅行業登録を受けた交通事  
業者が販売する場合を含む 〕

高速道路周遊バス + 体験型アクティビティ



+



高速バス往復 + いちご狩り



+



往復航空券 + 体験型アクティビティ



+



地域周遊きっぷ + うどん店めぐり券



+



※地域周遊きっぷは往復の乗車券等を組み合わせたものであることが必要。

# 地域共通クーポンの概要

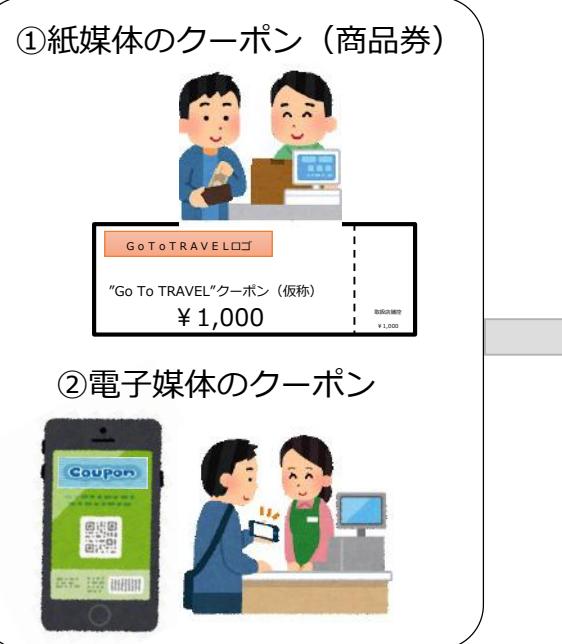
## ○ 地域共通クーポンについて

- ・ 地域共通クーポンについては、10月1日以降に開始する旅行から配布を開始
- ・ お渡しする地域共通クーポンは、旅行代金の **15%**（代金の1／2相当額×3割）（※）。  
※ 1枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。（1,000円未満の端数が生じる場合は四捨五入。端数が500円以上の場合は1000円のクーポンが付与。）
- ・ 旅行先の都道府県+隣接都道府県において、旅行期間中に限って使用可能。

### 地域クーポン利用イメージ



地域共通クーポン提示、商品・サービス購入に利用



**地域共通クーポン取扱店舗**（※）  
(旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関など)

土産物店



飲食店



観光施設



交通機関



TAXI

※ 地域の観光協会や観光地域づくり法人（DMO）・商工会・商工会議所等を通じて、地域の店舗の参加・登録を呼びかけ。5

# 旅行需要の平準化に向けた取組

- ・**旅行需要の平準化**のため、事業のプロモーション等において、夏季等における**休暇の分散取得、有給休暇の積極的取得、ワーケーション、滞在型旅行の促進**等を**広報周知**。

[イメージ]



# 「旅行における新たな生活様式」の普及と定着に向けて

- Go To トラベル事業は、ウイズコロナの時代において、「社会経済活動」と「感染拡大防止」の両立を図っていくため、「安全で安心な新しい旅のスタイル」を普及・定着させることを目的とした重要なチャレンジであり、事業に参加する観光関連事業者と旅行者の双方において、互いに着実に感染症拡大防止策を講じることを求めている。
- 今後、Go To トラベル事業に参加する事業者や旅行者が増えることで、
  - ① 充実した「感染拡大防止策」を遵守する宿泊施設等が増えることにより、安全で安心な旅をする環境が整っていくこと。
  - ② 「Go To トラベル利用者の遵守事項」を遵守する旅行者が増えることにより、「安全で安心な新しい旅のスタイル」の普及・定着が図られること。
  - ③ 失われた旅行需要の回復が図られることで、観光関連事業者のみならず、広く地域・社会全体に経済波及効果が現れること。  
といった効果が期待できる。

# 感染拡大防止に当たっての「参加条件」等について

## 参加事業者（旅行業者、宿泊事業者等）

- 本事業に参加する旅行業者・宿泊業者に対し、参加登録の申請の際に、以下の「参加条件」を満たすことを要求。
  - ・チェックインに際しては、直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施。
  - ・旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め最寄りの保健所又は帰国者・接触者相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとること。
  - ・浴場や飲食施設等の共用施設の利用について、人数制限や時間制限などを設け、3密対策を徹底すること。
  - ・ビュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、食事の際の3密対策を徹底。
  - ・客室、エレベーターなどの共用スペース等の消毒・換気を徹底すること。
  - ・「参加条件」を徹底・実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表すること。
  - ・旅行商品の予約・購入時や宿泊施設でのチェックインの際等に、旅行者が順守すべき事項を周知徹底する。また、若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外となるものではなく、実施する場合には、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切に旅行が実施されるべきことを周知徹底する。
- 登録を受けた事業者が上記「参加条件」を満たしていない場合、登録を取消すこととする。

## 旅行者

- 参加に際し、旅行者に対し、以下の事項を周知徹底。
  - ・旅行前には、検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、旅行を控える。また、接触確認アプリを積極的に利用する。
  - ・旅行中には、「新しい旅のチケット」を実施。3密が発生する場や施設等には行かない、利用しない、大声を出すような行為も控える。
  - ・検温、本人確認、三密対策はじめ、その他感染予防に関する従業員の指示に協力すること。協力しない場合、キャンペーンの利用を認めないこととする。
  - ・若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外となるわけではなく、実施する場合には、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切な旅行をすること。

## 移動中の対策

- 移動中における対策につき、下記の通り実施。
  - ・鉄道、バス、タクシー、航空等における換気・消毒の実施、利用者に対するマスク着用の呼びかけなど、業種別の感染拡大防止対策ガイドラインの徹底（感染数が少ない観光地等においても、他地域からの旅行者を見込んで対策を徹底）。
  - ・さらに、空港におけるサーモグラフィーによる体温確認を実施。



# 業界別ガイドラインと新しい生活様式に適合した「新しい旅のエチケット」の普及

○本事業において「**新しい旅のエチケット**」の**更なる利用者への周知を実施**。

○旅行者が安全安心に旅行できる環境を整備するため、

- ・宿泊・旅行業者等の観光関連事業者が作成された**感染拡大予防ガイドライン**の**実施の徹底**をお願いする。
- ・旅行者自身が感染防止のために留意すべき事項の浸透を図る。

## ○業界別ガイドライン

- ・5/14以降、業界団体が感染症専門家に助言を受けながら作成。（国は指導・助言）
- ・各エリア・場面ごとにおける留意点、対策等を規定。
- ・最新の状況・知見等に対応して隨時見直していく。

### 【宿泊関係業界】

作成主体：日本ホテル協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟

### 【旅行関係業界】

作成主体：日本旅行業協会、全国旅行業協会

### 【貸切バス】

作成主体：貸切バス旅行連絡会（日本バス協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会）

### 【タクシー】

作成主体：全国ハイヤー・タクシー連合会等

## ○旅行者向け「新しい旅のエチケット」

- ・6/19に、旅行者視点での感染防止の留意点等をまとめた「**新しい旅のエチケット**」（発行元：旅行連絡会※、協力：国土交通省・観光庁）を公表。  
※旅行連絡会…交通機関や宿泊・観光施設等の旅行関係業界の業界団体等で構成
- ・旅行連絡会加入団体等より、HP・ポスター掲示・チラシ配布等により旅行者へ周知を実施。

(例)



# Go To トラベル事業における感染拡大防止対策の更なる強化について

## 参加事業者

- これまで、各地方運輸局等が、**8月中に合計100弱**の宿泊施設に出向き、**感染拡大防止対策の状況**を調査。
- **9月より、登録された全ての宿泊事業者（約24,000者）を対象**として、**感染症拡大防止策の実施状況**について**実地調査**を実施中。感染拡大防止に係る参加条件を満たしていない場合には、**必要な指導・助言**を実施。
- **10月中を目途に調査を終了**し、調査結果を踏まえて、**必要な対応を検討**。

## 旅行者

- これまで、旅行者に対して、**旅行会社・宿泊施設での申込時・チェックイン時における配布・掲示、各種HPでの掲載等**により、Go To トラベル利用者の「遵守事項」について周知・徹底を行ってきた。
- さらに、旅行中にスマートフォン等での閲覧を容易にするため、「**新しい旅のエチケット**」や「**Go To トラベル利用者の「遵守事項」**」の動画を**9月10日よりYou Tube等で公開**。
- 旅程場面ごとに更にわかりやすいものとするため、「**新しい旅のエチケット**」について、見直し・充実を図り、9月29日にリリース。**観光関連事業者及び交通事業者において、各社のHPへの掲載、公式SNSでの配信、空港・駅・ターミナルのサイネージでの配信、機内・車内での配信・掲示など積極的に周知徹底にご協力いただいているところ。**

## Go To トラベル利用者の「遵守事項」に関する動画（一部抜粋）



感染拡大を防ぐため、スマートフォンを利用されている方は、旅行前に接触確認アプリをインストールしておきましょう。